# 横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、横浜市国際交流ラウンジ（以下「ラウンジ」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

１　「外国人住民等」とは、外国籍を有し、横浜市に在住、在勤、在学する者とする。なお、日本国籍を有する者であっても、主として日本語以外の言語を使用するなど、言語又は文化的背景の違いにより、行政情報の取得、地域活動への参加等において配慮を要する者を含むものとする。

２　「設置」とは施設の整備に限らず、機能の付加を含むものとする。

３　「運営」とは施設の管理に限らず、事業の実施を含むものとする。

４　「相談」とは、日常生活に関する一般相談であり、専門的な相談については、既存の相談制度あるいは他機関の専門相談を活用するための紹介を行うなど、補完的役割を果たすものとする。

（目的）

第３条　外国人住民等と日本人が安心して共に暮らせる共生社会を目指し、多言語での情報発信や相談対応、市民の多文化共生意識の醸成や人材育成、外国人住民等が地域社会に参画できる環境づくりなど、外国人住民等と地域社会をつなぐ拠点としての役割を果たす。

（設置）

第４条　地域の外国人人口、ニーズや実情等を考慮し、必要な機能を付加したラウンジを設置する。

（機能）

第５条　各ラウンジが共通に有すべき機能は次に掲げるものとする。

(1)　相談機能

言語・生活習慣の違い等の理由から日本人と同様のサービスを享受することが困難な外国人住民等に対し、生活相談や専門相談の窓口紹介等を行う。

(2)　情報収集・情報発信機能

外国人住民等に必要な生活情報、行政・地域等に関する多言語情報を収集・整理し、適切な方法で発信する。

(3)　多文化共生理解促進・人材育成・ネットワーク構築機能

地域住民を対象とした多文化共生に関する講座やイベント等を通じて、外国人住民等への理解と共生意識の醸成、外国人住民等の活躍促進、人材育成、ネットワーク構築を図る。

(4)　外国人住民等に対する生活ルール啓発機能

外国人住民等が安心・安全に生活するために必要な日本の制度やルールの普及啓発を行う。

(5)　自治会町内会や学校、市民団体等との連携機能

自治会町内会や学校、市民団体等と連携し、外国人住民等を地域とつなげる取組を実施する。

(6)　日本語学習支援者・団体支援機能

外国人住民等の日本語学習環境の充実に向け、日本語学習支援ボランティア養成講座や教室連絡会開催等により、支援者の育成やネットワーク構築を行う。

(7)　その他、市民局長が必要と認める機能

2　区や地域のニーズ・特性等に応じて、各ラウンジが展開する機能は次に掲げるものとする。

(1)　日本語学習者支援機能

生活上の課題解決、地域社会との交流促進を目的とした日本語教室等、地域のニーズ等に応じて必要とされる事業を行う。

(2)　外国につながる子どもへの支援機能

外国につながる子どもに対し、居場所の提供等を通じて、社会的なつながりの形成を図る。

(3)　横浜市市民通訳ボランティアの登録・派遣

通訳を希望するボランティアの登録、公的機関の派遣依頼に基づき通訳ボランティアの派遣調整を行う。

(4)　その他、区長が必要と認める機能

（区局の役割）

第６条　区局の役割は以下の通りとする。

1　役割

各ラウンジが共通に有すべき機能や方針等の決定は局が行い、運営は区が直営又は委託により行う。

2　予算措置

原則、各ラウンジが共通に有すべき機能に関する経費は局が、区や地域のニーズ・特性等に応じて展開する機能に関する経費は区が、予算措置を行う。ただし、区や地域のニーズ・特性等に応じて展開する機能のうち、区局で協議の上、市民局長が必要と認める場合は、局が予算措置を行う。

（運営方法）

第７条　運営は次の方法で実施することとする。

1　委託の場合には、全事業の運営を担う団体に一括委託するほか、別途、経理事務の委託や人材派遣の活用など、多様な方法で実施する。

２　直営の場合には、区が会計年度任用職員等を配置するものとする。

（開所日・開所時間）

第８条　原則、午前９時から午後５時までとし、休館日を週１日設けるものとする。ただし、建物の開館時間やニーズに応じた開館時間帯の変更は、区長が定めることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、ラウンジの設置及び運営に関し、必要な事項は別途、市民局長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行に関し既に設置されているラウンジの運営に関して必要な経過措置は、区と局で協議して定める。